

## インバランス料金単価の誤算定について

2024年2月9日  
関西電力送配電株式会社

当社は、2023年4月1日から11月13日のインバランス料金単価<sup>※1</sup>について、誤った単価をインバランス料金情報公表ウェブサイト（以下、ウェブサイト）<sup>※2</sup>に公表していました。

本件について、2023年12月22日、電力・ガス取引監視等委員会から「報告徴収」を受領し、本日、発生原因および再発防止策等を取りまとめ、同委員会に報告しました。

関係者の皆さまに、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

本件は、当社の中央給電指令所システムの設定誤りにより、インバランス料金単価に影響するエリア内に確保すべき調整力が誤っていたことが原因です。

当該期間におけるインバランス料金単価については、正しいデータで再算定を行っており、現在は正しい単価をウェブサイトに掲載しています。

2023年11月分のインバランス料金については、発電・小売電気事業者等に再算定後の金額にて請求を行っています。しかしながら、すでに精算が完了している4月分から10月分のインバランス料金については再精算が必要となる見込みです。現在、その金額について算定を進めており、2024年3月末頃に確定する予定です。

なお、インバランス料金は、発電・小売電気事業者等と一般送配電事業者との間の取引に関するものであり、一般のお客さまの電気料金に直接影響を与えるものではありません。

当社は、本件を重く受け止め、今回策定した再発防止策を徹底してまいります。

※1：発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスという。需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算に「インバランス料金単価」を用いて、1ヶ月分の「インバランス料金」を翌々月に精算している。インバランス料金単価は、インバランスを解消するために発動させた調整力のkWh価格（限界的なkWh価格）等をもとに算定する。

※2：一般送配電事業者が30分周期でインバランス料金単価を算出（48コマ/日）し、タイムリーにインバランス関連情報を公表しているウェブサイト。

[\(https://www.imbalanceprices-cs.jp/\)](https://www.imbalanceprices-cs.jp/)

今回料金単価への影響があったコマ数は以下のとおり。

（他一般送配電事業者の誤算定による影響を含む）

2023年	4月分	10コマ	（最小：+0.02円/kWh、最大：+0.53円/kWh）
	5月分	14コマ	（最小：+0.01円/kWh、最大：+0.23円/kWh）
	6月分	28コマ	（最小：±0.01円/kWh、最大：+2.74円/kWh）
	7月分	26コマ	（最小：▲0.01円/kWh、最大：+1.19円/kWh）
	8月分	82コマ	（最小：±0.01円/kWh、最大：+0.68円/kWh）
	9月分	60コマ	（最小：±0.01円/kWh、最大：▲2.38円/kWh）
	10月分	318コマ	（最小：±0.01円/kWh、最大：+8.89円/kWh）
	11月分	157コマ	（最小：±0.01円/kWh、最大：▲10.92円/kWh）

以上

別紙：今回発生したインバランス料金単価の誤算定の概要

## 今回発生したインバランス料金単価の誤算定の概要

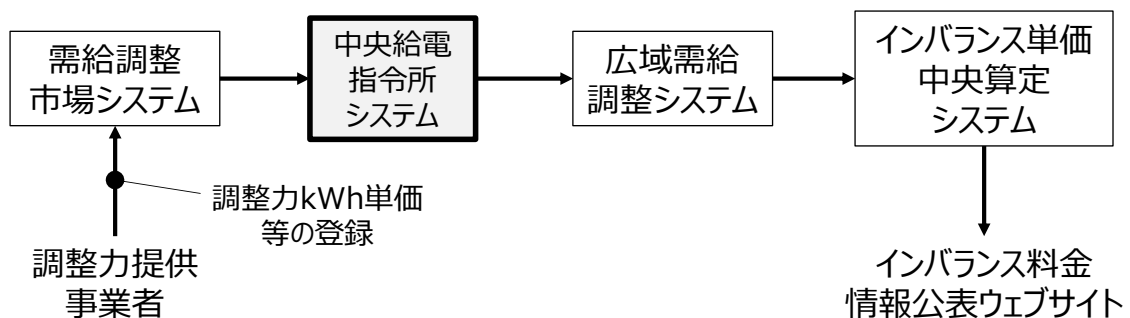
## 1. 誤算定の概要

## (1) インバランス料金単価の算定の流れ

調整力提供事業者が需給調整市場<sup>※1</sup>システムに調整力kWh単価を登録し、その情報を基に各一般送配電事業者の中央給電指令所システム（以下、中給システム）、広域需給調整システム<sup>※2</sup>がデータ処理を行い、最終的にインバランス単価中央算定システムでインバランス料金単価が算定されます。

※1：一般送配電事業者が調整力を広域調達するための市場

※2：一般送配電事業者が広域的に需給調整を行うためのシステム



## (2) 今回の処理誤り

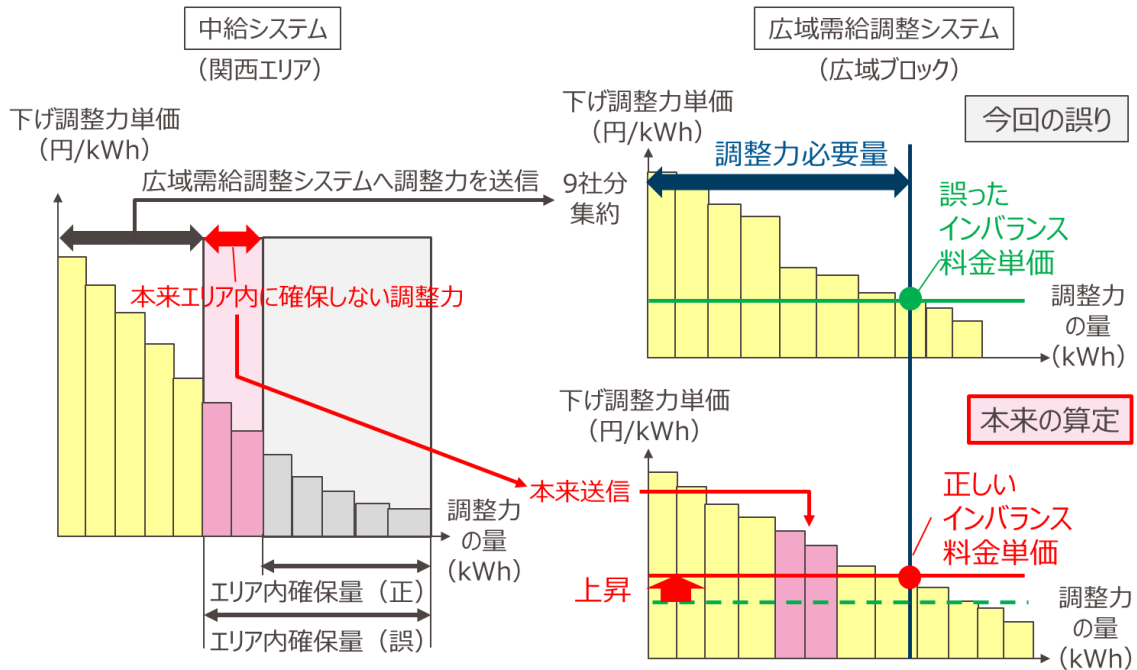
各一般送配電事業者の中給システムから広域需給調整システムに連携されるデータの一つにメリットオーダーリスト<sup>※3</sup>があり、インバランス料金単価の算定諸元として用いられます。

各一般送配電事業者は中給システムからメリットオーダーリストを広域需給調整システムに連携する際には、上げ調整力および下げ調整力ともにエリア内に確保すべき調整力（以下、エリア内確保量）を確保した上で、残りの調整力を送信します。

今回、当社の中給システムにおいて、エリア内確保量のうち、下げ調整力の量が大きく設定されており、広域需給調整システムへ送信される下げ調整力が少なくなっていたことから、インバランス料金単価の算定に誤りが発生しました。

※3：調整力の発動を抑える（下げ調整）場合、コストが最も高いものから下げ調整するようkWh単価に基づき高価なものから並べたリスト。

## < 今回の処理誤りがインバランス料金単価の算定に与える影響（イメージ） >



## 2. 判明の経緯

当社は2022年にインバランス料金単価の算定誤りを発生させたことから、同年11月から2023年3月にかけて中給システムの再点検を実施し、インバランス料金単価に影響を及ぼす可能性のある項目や年度毎等に更新が必要となる項目等を抽出した一覧表（以下、運用者設定項目一覧表）を2023年3月に作成しました。

同年3月末に運用者設定項目一覧表を用いて、更新が必要な項目の設定を行いました。しかし、エリア内確保量の設定（調整力控除率の設定）にあたり、上げ調整力のみ設定し、下げ調整力が漏れていました。

その後、業務引継ぎ等があっても確実に業務が遂行できるよう、業務マニュアルや工程管理用のチェック表の作成等を進めていたところ、同年11月13日に下げ調整力の設定漏れを確認しました。

### 3. 処理誤りが発生した原因および再発防止策

	原因	再発防止策
①	<ul style="list-style-type: none"><li>運用者設定項目一覧表において、項目として、調整力控除率の設定が必要であることは記載されていましたが、詳細な入力要素単位として、上げ調整力と下げ調整力ともに設定が必要であることが記載されていませんでした。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>新たに「設定票」を作成し、入力要素単位で設定値を管理するルールを制定しました。 (2024年1月実施済み)</li></ul>
②	<ul style="list-style-type: none"><li>設定当時(2023年3月末)、各設定項目について、最も詳しい部署が設定値を検討する仕組みとなっていなかった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>設定値の検討依頼からシステムへの反映に至るまでの各ステップにおける役割分担を明確にした業務フローを制定しました。 (2023年6月実施済み)</li><li>上記①の「設定票」について、本業務フローに反映しました。 (2024年1月実施済み)</li></ul>
③	<ul style="list-style-type: none"><li>設定当時、運用者設定項目一覧表の作成時に品質管理箇所による確認はできていましたが、個々の設定値を設定する段階で抜け・漏れを防止する仕組みが不十分でした。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>業務マニュアルと工程管理用のチェック表を作成する際に、品質管理箇所が確認するルールを制定しました。 (2023年12月実施済み)</li></ul>

以上